

3生福第5516号
令和4年2月4日

高齢者施設・事業所等管理者 様

福島県保健福祉部長
(公印省略)

オミクロン株に係る高齢者施設等での新型コロナウイルス感染症
の感染拡大に備えた対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、皆様の格段の御理解と御尽力をいただき、心より感謝を申し上げます。

さて、1日あたりの新規陽性者数につきましては、2月3日の公表分において全国で初めて10万人を超えるなど各地で過去最多を更新する中、本県においては2月1日の公表で600人を超えるなど、これまでにないスピードで拡大しております。

そうした中、県内各地の高齢者施設等でクラスターが発生しておりますが、オミクロン株は無症状や風邪のような症状が多く、潜伏期が短いことから、感染拡大の速度が非常に速く、積極的疫学調査により濃厚接触等を特定する頃には、既に施設内での感染が広がっている状況となっております。

つきましては、管理者の皆様におかれましては、これまで以上に普段からのマスクの正しい着用や手指消毒等の基本的な感染対策を徹底するとともに、発熱や咳、喉の痛みなど職員が体調不良を申し出た場合には、迅速に抗原検査キット等を活用するなど健康管理を改めて徹底されるようお願いいたします。

また、今後の感染拡大により、医療の負荷が高まることが想定される中、確保病床の使用率や入所者の健康状態によっては、感染した入所者が施設内での療養を続けなければならないことも想定されます。そのため、施設内のゾーニングや感染対策物品の用意などあらかじめ準備を進めていただきますようお願いいたします。

加えて、入所者の方が入院され、退院することとなった場合には、人員基準等の取扱いや介護報酬上の特例的な評価を活用して退院後の早期受入れをしていただくようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症に感染した患者が退院基準を満たし退院した場合に、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるという理由で入所を断ることは、受入を拒否する正当な理由には該当しないことを申し添えます。

〈参考〉

- 感染拡大に伴う入院患者増加に対応するため、感染流行時に自治体の要請等に基づき、新型コロナウイルス感染症患者受け入れ医療機関（受け入れ予定の医療機関を含む）から退院患者を受け入れた場合は、定員超過減算を適用しないこと。また、指定等基準、基本サービス費及び加算に係る施設基準については、当面の間、当該入所者を除いて算出することができる等柔軟な取扱いを可能とすること（令和2年12月25日事務連絡）。
- 介護保険施設（介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設又は介護医療院をいう。以下同じ。）において、医療機関から、新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たした患者（当該介護保険施設から入院した者を除く。）を受け入れた場合には、当該者について、退所前連携加算（500単位）を入所した日から起算して30日を限度として算定することが可能であること（2月16日事務連絡）。なお、令和3年4月1日以降の介護老人保健施設における退所前連携加算の算定については、3月22日事務連絡において示している。
- 病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を行うこととなった場合であって、必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供等を実施した場合、施設内療養者1名につき、15万円の支援を行う補助制度を活用することができること（15日以内に入院した場合は、施設内療養期間に応じ1万円／日を日割り補助）。※福島県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金